

倉吉市上下水道局企業管理規程第1号

倉吉市上下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年2月3日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市上下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

倉吉市上下水道局職員就業規程（昭和57年倉吉市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、<u>倉吉市上下水道局</u>に勤務する職員の就業上の諸条件及び規律について定めるものとする。</p> <p>(勤務時間、休日、休暇等)</p> <p>第8条 職員の勤務時間、休日、休暇等については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年倉吉市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）の規定（第2条第3項中地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項に係る部分並びに第15条第3項及び第15条の2第3項を除く。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年倉吉市規則第4号）の規定（<u>第9条の4を除く。</u>）の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「<u>公営企業の管理者の権限を行う市長</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p><u>(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)</u></p> <p>第8条の2 <u>管理者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、労働基準法第36条第1項の規定による協定で定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>管理者は、労働基準法第33条第1項の規定により、前項の協定で定める時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、<u>倉吉市水道局</u>に勤務する職員の就業上の諸条件及び規律について定めるものとする。</p> <p>(勤務時間、休日、休暇等)</p> <p>第8条 職員の勤務時間、休日、休暇等については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年倉吉市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）の規定（第2条第3項中地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条第1項に係る部分並びに第15条第3項及び第15条の2第3項を除く。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年倉吉市規則第4号）の規定の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「<u>公営企業の管理者の権限を行う市長</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 略</p>

理、分析及び検証を行わなければならない。

附 則

この規程は、令和4年2月3日から施行する。